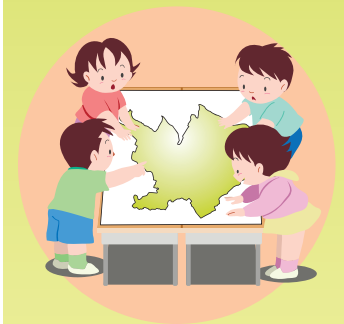




# 未<sup>あ</sup> 来<sup>す</sup> へ



子育てで日本一を目指したまちづくり

P2 ~ P3

地域コミュニティ活動をサポートします!

P4 ~ P5

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例を制定します

P6 ~ P7

「(仮称) 龍ヶ崎市自治基本条例」の制定に向けた  
取り組みをスタートします /

龍ヶ崎市インターネット市政モニター制度  
(愛称: Webモ二) がスタートします

P8

2012. 8  
第4号

# 子育て日本一を目指したまちづくり

乳児から小学生まで、「待機児童ゼロ」を目指します。

問い合わせ：こども課 ☎内線 273・287



## 1 本市の少子化の現状

少子化が叫ばれて久しくなります。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2・08とされていますが、国では昭和49年に2・05となりました。その後は低下傾向が続き、平成17年には1・26（県は1・32）と過去最低を記録しました。本市では、平成21年に1・18となり、平成22年には1・29まで回復しましたが、まだ、国、県の出生率を下回っている現状です。

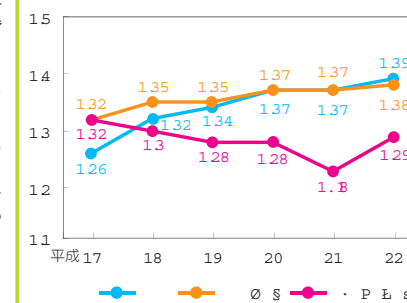
## 2 保育環境の充実

### 待機児童の解消

少子化といわれていますが、保育所へお子さんを預けたいと思う方は増えています。入所を希望しながら入所できない、「待機児童」の解消が全国的な課題になっています。

将来的なまちづくりを考えていく上で、若者・子育て世代を本市に呼び込み、定住化を図っていく必要があります。本市では、平成21年度から、「第3子支援事業」（第3子以降の出産に対する祝金とその子の幼稚園・保育所の保育料の免除）を行ってまいりましたが、今後さらに結婚、妊娠、出産、育児、教育、それぞれのステージに応じた支援メニューの充実を図り、「子どもを産み、育てるなら龍ヶ崎」と思っていただけのように、充実した子育て環境を実現していきます。

合計特殊出生率の推移



本市においては、その解消策として、平成22年度に八原保育所の改築、まつやま中央保育園の改築支援、平成23年度には、ながと夢保育園（旧長戸保育園）の改築支援を行い、定員増を行っています。平成22年度以降、年度当初において「待機児童ゼロ」を達成しています。また、大宮、北文間保育所敷地内に民間保育所の誘致を行い、平成25年度中に開園の予定です。

## 3 子育て家庭への支援の充実

### 中学生までの医療費無料化

子育て世代の経済的支援と医療の安心を確保するため、段階的に医療費の無料化の対象年齢を拡大してきました。平成22年度には小学校3年生まで、平成24年度からは小学校6年生まで対象年齢を拡大し、今後、中学3年生まで拡大する予定です。

### 予防医療の推進

健全なお子さんの成長、母子保健の充実を図るため、妊娠から乳幼児期まで一貫した体系のもとに、健康診査、健康教室などを総合的に実施しています。任意予防接種の支援として、国の制度開始に先駆けて、平成22年度から、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸

龍ヶ崎済生会病院「なでしこ保育園」で病児・病後児保育を開始  
保護者に代って、生後6カ月から小学校3年生までの病児（比較的軽い症状）を保育する事業を、龍ヶ崎済生会病院「なでしこ保育園」で平成24年4月から開始しました。

がんについては自己負担なしで公費負担を行っており、おたふくかぜ・水痘（水ぼうそう）・小児インフルエンザについても、公費負担を行い、対象年齢の拡大も行っています。また、妊娠された方に対して、妊婦健康診査の公的支援を従来5回だったものを、平成21年度から14回に拡大するとともに、平成23年度から不妊治療助成事業を開始し、高額な医療費が必要な不妊治療への支援を行っています。

## たつの子育て応援の店（赤ちゃんの駅）の店舗拡大

乳幼児をはじめ小さなお子さんを連れた外出が気軽に楽しめるよう、授乳やおむつ替えができる応援の店の拡充を進めています。

## 幼児二人同乗用自転車購入の補助制度の創設

購入額の二分の一を補助します。（限度額4万円）

## 4 子育てネットワークの充実

## 総合チャイルドステーションの開設

平成23年3月には、「さんさん館」



「さんさん館」では親子で楽しめるイベントがもりだくさん

に既存の子育て支援センターに加え、ファミリーサポートセンターと保育ルームを設置し、総合チャイルドステーションとしての機能を整備しました。

子育て支援センターでは、定期的なイベントを開催し、多くの親子が触れ合える場の提供につとめています。また、ファミリーサポートセンターでは、事務所アドバイザーが待機し、利用会員からの要請をサポート。会員につなげ、お互いの調整を行い、一時的な保育に対応しています。

保育ルームでは、6カ月から3歳までの児童を、2時間を基本としてお預かりするリフレッシュ保育を実施しています。急な用事や行事などのために、家庭で児童を保育できない場合にご利用いただけます。保育ルームは、リフレッシュ保育を実施していないときは、子育てサークルの交流の場としてご利用いただけます。

## 学童保育ルームのちびっ子たち、今年度は645人！

### 「学童保育」って何??

共働き・一人親家庭の子ども達は、放課後や、春・夏・冬休みなどの学校休業日には、子どもだけで過ごすこととなります。保護者が働いている間、子ども達が安全で充実した生活を送ることができるようにとの願いからつくられてきたのが学童保育です。

このように、すべての保育ルームを小学校敷地内に設け、運営形態も統一されているのは県内でも数少ない取り組みです。

### ●松葉小と馴柴小にルームを増設

国や茨城県が推奨する学童保育の対象学年は小学校3年生までです。しかし、龍ヶ崎市では施設に余裕がある限り、4年生以上の児童を受け入れており、今年度は松葉小と馴柴小の保育ルームを一クラスずつ増設し、市内13小学校中、10校で全学年の児童の受け入れが可能となりました。

引き続き施設を拡充して環境を整え、平成26年度までには、すべての小学校で全児童を対象とした学童保育ルームの運営を目指しています。

学童保育ルームは年度の途中からでも利用できます。ぜひご相談ください。

▼☎：教育委員会 青少年育成課

☎ 64-1111（内線 233・235）





地域担当職員は、地域コミュニティが組織化された地区から順次配置し、最も早い地区で、平成25年4月からの配置を見込んでいます。課長級職員1人をサポーター長、課長補佐級職員1人を副サポーター長、一般職員3人程度をサポーターとして配置する予定です。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

## 2 地域担当職員を配置します

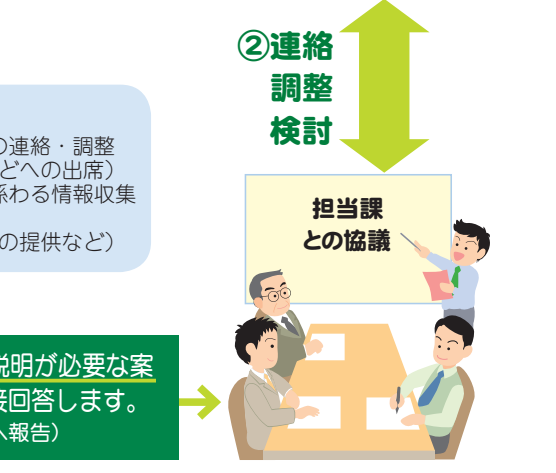
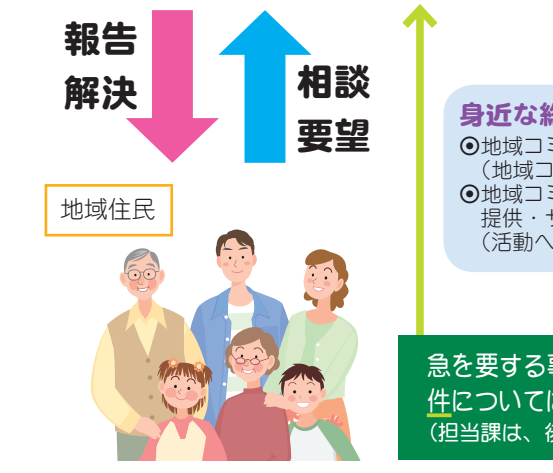
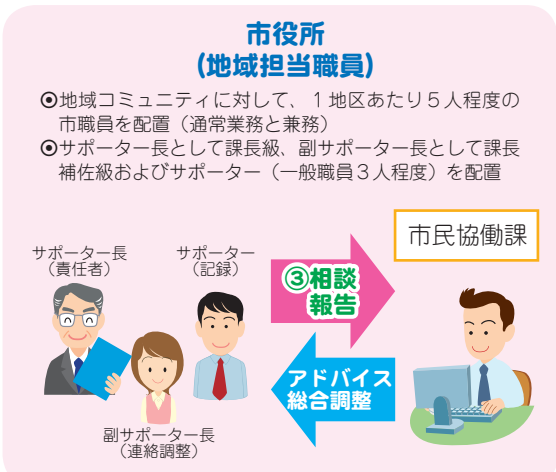
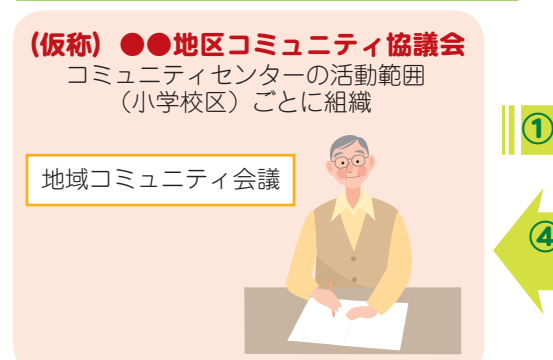
地域コミュニティと市が対等の立場でコミュニティ活動を推進する仕組みとして、市役所職員を地域担当職員として配置します。地域担当職員は、地域コミュニティの会合に参加し地域の実情やニーズを把握しながら、関係課とのパイプ役として、課題解決のために協力や提案を行います。また、行政情報の提供を行います。

# 地域コミュニティ活動をサポートします！

～補助金交付と地域担当職員による協働を進めます～

■問い合わせ：市民協働課 ☎内線 436～439

## 地域担当職員制度 ～組織と事務の流れ～



### 地域担当職員Q&A

**Q1** 市役所などの課に相談すればよいか知っている場合でも、私の地区の地域担当職員に連絡しなければならぬのでしょうか？

**A1** このような場合は、地域担当職員を介さなくても、これまで通りに直接関係課に連絡や相談をしてください。地域担当職員は各地域の「身近な総合窓口」ですので、地域と市のパイプ役が1つ増えたものをご理解ください。

**Q2** 地域担当職員は地域があれば、いつでも来てくれますか？

**A2** 地域担当職員は、昼間の会合への参加を想定しております。一方、通常業務と兼務して仕事を行うことから、出張中であったり、担当業務が多忙な時期などもあり、必ずしもご希望に沿えないこともありますが、サポーター長を中心にチームとして各地区に配置することから、チーム内で調整しながら対応していきます。

### 補助金の使い道は？

補助金の使い道は、地域コミュニティ組織内での話し合いにより決定されますが、地域の課題解決につながる事業など、コミュニティ活動に必要な経費に充当できます。なお、政治や宗教、営利に関するものには充当できません。

現在、住民自治組織(区や自治会、町内会など)へ交付する地域づくり補助金とコミュニティセンターの予算(活動推進協議会への補助金および講座の講師謝礼)を再編成し、地域コミュニティへの補助制度を創設します。地域コミュニティが組織化された地区へはこれまでの決算額を踏まえながら、地域力の向上につながるよう、財政的支援を行います。

### 1 地域コミュニティに補助金を交付します

中核的な地域コミュニティ(以下「地域コミュニティ」とします)の形成に向け設立準備会を設置した地区(\*)においては、協議が本格化しつつあります。こうした中、市では地域コミュニティの活動を支援するため、補助金による財政的支援と地域担当職員による人的支援の両面で協働を進めていきたいと考えています。

これらの支援策について、概要を紹介いたします。

\*【設立準備会の設置地区】(設置予定を含む)・・・龍ヶ崎・龍ヶ崎西  
川原代・北文間・松葉・城ノ内・馴染・長山(計8地区)

### 住民自治組織やコミュニティセンター活動推進協議会への補助金はどうなるの？

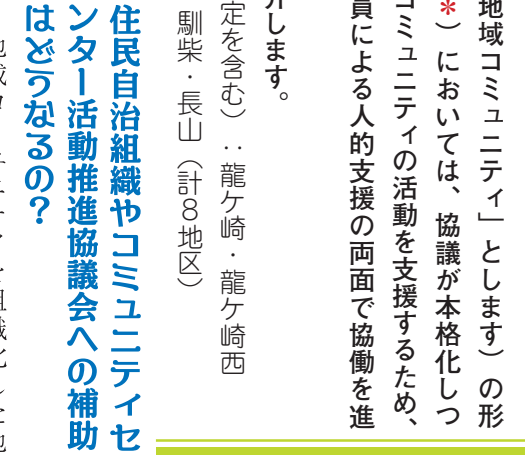
地域コミュニティを組織化した地区では、これまで住民自治組織に個別に交付してきた補助金など(別表)を廃止し、地域コミュニティ(全体)への補助金として交付します。

なお、地域づくり補助金は、地域コミュニティが組織化されない場合でも交付されますが、段階的に縮小し、平成28年度をもって廃止します。

【別表】

- ①地域づくり補助金：住民自治組織単位で交付 基本額3万円/戸数割300円
- ②コミュニティセンター活動推進協議会への補助金：1協議会あたり70万円
- ③コミュニティセンター講座講師謝礼：1館あたり20万円

※金額はいずれも年額



【地域づくり補助金は平成28年度で廃止】

平成24年～26年度	平成27年・28年度
基本額3万円 戸数割300円	基本額1万円 戸数割100円

縮小

\*地域づくり補助金は、地域コミュニティが組織化された地区の住民自治組織へは交付しません(地域コミュニティ「全体」への補助金に移行します)。  
\*地域コミュニティが組織化されない地区内の住民自治組織へは、申請に基づき地域づくり補助金を交付しますが、平成28年度をもって本制度を廃止します。

\*各住民自治組織へは、「住民自治組織活動推進奨励金」(1,000円/戸)をこれまで通り別途交付します。

## 2 資産の管理など

- 公共施設の管理運営に関する基本方針を策定します。
- 新たな債務保証・損失補償を原則として禁止します。
- 新たに債務保証・損失補償を行う場合、必要性和債務発生見通しを公表します。

公共施設の管理指針 (9条)

全体適正化の視点

債務保証等の取扱い (16条)

リスク管理の視点

少子高齢化の進行により、このまま公共施設を維持するとしたら…

- ①提供される機能（サービス）の需給ギャップが拡大
- ②施設更新に伴う多額の財政負担
- ※ 公共施設の課題の共通認識を形成して、新たな需要に対応します。

もし、経済情勢などが大きく変化したら…

- 債務保証・損失補償による財政負担が顕在化も？
- ※新たに債務保証・損失補償を行おうとする場合は、事前にその必要性および債務発生見通しを公表して、協議・議論の深化を図ります。

## 3 計画的な財政運営

- 収支状況を推計し、また、基金（預金）・地方債などの残高見通しを公表します。
- 公共施設・インフラ施設の財政運営への影響額を試算・公表します。
- 平常時（日常）の財政運営目標と、財政状況の急変（悪化）時に備えて早期警戒基準を定めます。
- 早期警戒基準に該当した場合、健全化計画を策定・公表し、早期に取り組みます。

財政収支見通し (17条)

公共施設等財政運営影響額 (19条)

長期的な視点

フルコストの視点

計画的な財政運営を推進するためには…

- ①長期的な収支状況を推計
- ②資産・債務残高の見通しなどの明確化
- 公共施設・インフラ施設の整備が財政運営に及ぼす影響は…
- ①建設時に必要な投資的費用（これまでの視点）
- ②施設の管理や運営に必要な経常的費用
- ③施設の維持や更新に必要な投資的費用

※従来は、建設時の財源確保が主たる論点でした。しかし、建設後の地方債償還、施設の管理運営、維持更新による財政負担が財政硬直化の大きな要因となるため、建設の是非などを含め、適正な意思決定に不可欠な情報を試算・公表します。

(本市の特徴を反映)

財政運営の目標 (21条)

平常時（日常）の目標

急変（悪化）時の基準

早期の財政健全化 (22条)

万が一への備え

柔軟な財政構造を構築するために…

- ①財政指標を用いて目標を設定
- ②目標達成のための具体的な取組

財政状況急変時へ備えて万全を期すために…

- ①健全化判断比率を用いて基準を設定（早期警戒基準）
- ②地方財政健全化法を上回る厳しい基準で監視

早期警戒基準に該当したら…

- ①早期財政健全化計画の策定・公表
  - ②計画に基づく取組を展開
- 早期の健全化により  
地域経営への影響を抑制

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（案）については、パブリックコメントによるご意見をはじめ、龍ヶ崎市行政経営評価委員会や市議会全員協議会などでもご意見を頂いており、現在、これらのご意見を踏まえた条例案作成の最終段階にあります。

地域経営の基盤である財政の健全化は、自治体共通の問題ですが、本市はこの条例の制定を契機に、これまで以上に先進的・効果的な取組を展開して「財政力の強化」を図るとともに、市民の皆さまの参画と協働の取組を推進して「地域力の強化」を図り、これらを推進力に地域経営を行ってまいります。

# 持続可能な財政構造の構築を目指して 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例を制定します

■問い合わせ：財政課財政グループ ☎内線 358

### 条例の目的は？

基礎的自治体としての責務を果たし、今後とも主体的なまちづくりを展開して市民福祉の増進（市民生活の向上）を図るためには、柔軟性を持ち持続可能な財政構造の構築が肝要です。つまり、健全な財政運営は、まちづくりの重要な要素です（**地域経営の基盤**）。

このため、財政運営に関する基本指針等を定め、健全な財政運営に関する取組を推進します（**財政力の強化**）。

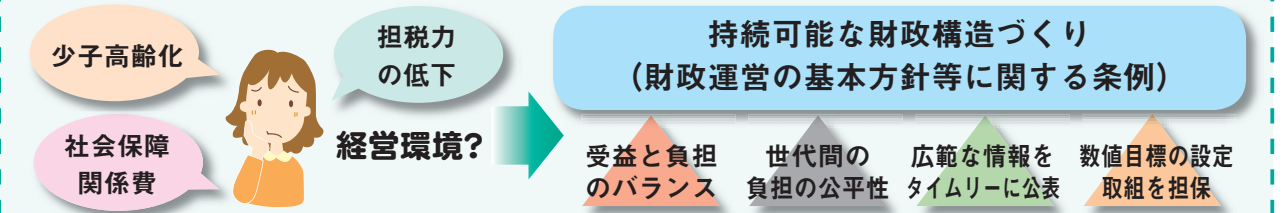
### 背景には何があるの？

#### ●我が国の構造変化

少子高齢化の進行や人口減少社会を背景に、収支状況に大きく影響を及ぼす税収動向や社会保障関係費の増加などの環境変化を踏まえ、地域経営の重要な基盤である「財政」について、持続可能な構造を構築しなければならないと考えます。

#### ●負担の公平性・財政秩序の再構築

長期債務残高の増加による財政硬直化という過去の反省を踏まえ、地方債（借入金）の活用においては、そもそも公共施設などの整備の意思決定に参画できない将来世代への過大な負担の回避を重視するとともに、公平性を重視して財政秩序を維持しなければならないと考えます。



### 構成はどうなるの？

#### ●構成は5章23条

- ・第1章 総則
- ・第2章 財政運営の原則
- ・第3章 計画的な財政運営
- ・第4章 健全な財政運営の取組
- ・第5章 雑則

#### 主な条文の概要は？

「特徴的な条項」を参照してください。

#### 条例の施行に必要な事項は

龍ヶ崎市財政運営の基本方針等に関する条例施行規則で対応します

※全国では岐阜県多治見市、関市、富山県滑川市、埼玉県富士見市など、まだまだ少数派です。ちなみに、茨城県内では初の取組となります。

### 「特徴的な条項」

#### 1 財政情報の共有

- 予算、決算、決算統計、資産・債務、健全化判断比率、財務諸表などを公表します。
- 債務償還の確実性・債務償還能力の把握に有用な財務情報を公表します。

市民向け (6条)  
金融機関向け (7条)

情報の共有は、まちづくりの基本  
地方債の円滑な調達

実施を制度的に担保  
財政力強化の取組を発信

## 〔仮称〕龍ヶ崎市自治基本条例の制定に向けた取り組みをスタートします

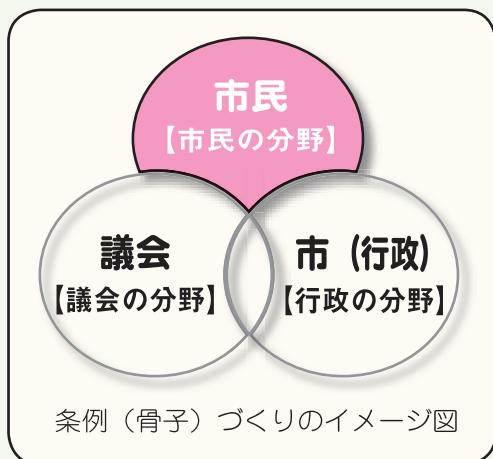
本市では、市の最上位計画『ふるさと龍ヶ崎戦略プラン』の重点戦略「協働のまちづくりと地域力のアップ」を推進するため、自治の基本理念や地域経営の基本原則、市民の権利・責務などを定め、地方自治の基本的なあり方や枠組みを明文化した「〔仮称〕龍ヶ崎市自治基本条例」の制定に向けた取り組みをスタートします。

この取り組みを進めるにあたり、市民の皆さんの参加を得て、条例素案に盛り込むべき市民の権利や市政への参画、協働によるまちづくりの仕組みなど、市民に関連する事項について検討する「龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会」を設置します。

現在、広く市民の皆さんの考えや意見をお聴きするため、住民基本台帳から無作為に抽出した一定数の方を対象に、委員募集の案内をお送りしています。案内が届いた方は、ぜひ積極的な参加をお願いします。

### ●龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会

- 検討委員会の構成：  
市民 15 人、知識経験者 5 人
- 条例素案に盛り込むべき市民に関する事項（骨子）について検討します



■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 363

## 10月から 龍ヶ崎市インターネット市政モニター制度（愛称：Webモニ）がスタートします。



「市民・行政協働のまちづくり」を推進する本市では、“幅広い市民の皆様から、継続的に”市政運営に関するご意見をお聴きするため、新たに龍ヶ崎市インターネット市政モニター制度をスタートします。これは、市民の皆さんにインターネットやEメールを使って、アンケートにご協力いただくもので、お寄せいただいたご意見は、行政運営や行政サービス向上に役立っています。【問】秘書広聴課TEL内線335

### 無作為抽出で市民4000人に依頼

年齢要件は募集年度の4月1日現在で、16歳以上。無作為に抽出した市民4000人に依頼の通知をお送りし、登録を希望された方がモニターとなります。また、市外からの通勤・通学者の応募も募り、市外の方の意見も参考といたします。

### 回答は携帯電話やパソコンで簡単に！

モニターの皆さんには市からのEメールで、インターネットサイトのアドレスをお知らせします。モニターの皆さんはサイトにアクセスして、アンケートに回答していただくだけです。忙しい方でも、時間や場所にとらわれることなく回答で

きます。アンケートのほか、市長との懇談会も予定しています。

### 質問は日常生活や行政サービスなどについて

アンケートは、主に日常生活や市役所サービスなどに関する質問で（例：「市役所の窓口サービスは、以前に比べて向上しましたか？」など）、年3・4回のアンケートを予定しています。

### 任期は2年間で報酬はありません

任期は2年間で、報酬はありません。また、インターネットを利用する上で必要な費用はモニターの皆さんの負担となります。

- 無作為抽出した市民の皆さんには、8月中旬～下旬にモニター登録の依頼通知を発送する予定です。ご登録・ご協力をお願いします。

※インターネット環境のないご家庭や、資格要件に該当しない方（地方議会議員、市職員、市の審議会委員など）に通知が送付された場合は、何とぞご容赦くださいますよう、お願いいたします